

市議会定例会提出議案（藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2 0 0 5 年（平成 1 7 年）8 月 1 9 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小 野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正について

藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)9月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部を改正する条例

藤沢市秩父宮記念体育館条例(平成8年藤沢市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とおりとし、」を「とおりとする。」に改め、「体育館の供用日及び供用時間は、藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)が規則で定める。」を削る。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「次の各号」を「指定管理者(第15条に規定する教育委員会が指定するものをいう。以下この条から第8条まで及び第11条において同じ。)に、次の各号」に、「使用料を納付しなければ」を「利用料金を支払わなければ」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に、「納付時期」を「支払いの時期」に、「使用料を納付させる」を「利用料金を支払わせる」に改め、同条第3項中「使用料」を「利用料金の額」に、「とおりとする」を「金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める」に改め、同条第4項中「使用料の納付」を「利用料金の支払い」に改め、同条第5項中「使用料を納付する」を「利用料金を支払う」に、「別表第2に規定する」を「第3項の規定に基づき、指定管理者が定めた」に、「個人使用料の」を「個人利用料金の」に、「超えない範囲内において、当該個人使用料を割り引くものとする」を「下回らない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引く」に改め、同条に次

の1項を加える。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第5条を第6条とする。

第4条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「前条」を「第2条」に、「第9条及び第13条」を「第10条及び第14条」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「規則」を「教育委員会規則」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(休館日等)

第3条 体育館の休館日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

第7条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第14条を削る。

第13条ただし書中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第3号中「第4条各号」を「第5条各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「使用料は」を「利用料金の額は」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「金額とする」を「額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項ただし書中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(既払いの利用料金の不返還)

第8条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、教育委員会が

別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

第15条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第18条とする。

第14条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の使用の許可及びその取消しに関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 体育館の設置目的を効果的に達成するために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する事務のうち教育委員会のみ
の権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第17条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表中「団体使用料」を「団体利用料金(上限額)」に、「個人使用料」を「個人利用料金(上限額)」に改め、同表備考1中「団体使用料」を「団体利用料金」に、「使用料を」を「利用料金を」に改め、同表備考4中「団体使用料」を「団体利用料金」に、「個人使用料」を「個人利用料金」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同表備考5中「団体使用料」を「団体利用料金の額」に、「使用料に」を「利用料金の額に」に改める。

別表第3中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表中「使用料」を「利用料金(上限額)」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第15条を第18条とし、第14条の次に3条を加える改正規定(第17条に係る部分に限る。)は、公

藤沢市秩父宮記念体育館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>藤沢市秩父宮記念体育館条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月20日 条例第24号</p> <p>藤沢市秩父宮記念体育館条例(平成8年藤沢市条例第24号)の一部を改正する。 (利用に供する施設等)</p> <p>第2条 体育館において利用に供する施設及び附属設備は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(休館日等)</p> <p>第3条 体育館の休館日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。 (使用の許可等)</p> <p>第4条 第2条の施設(ジョギングコース及びプレイルームを除く。第10条及び第14条を除き、以下同じ。)及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 施設等を使用しようとするもののうち施設等を団体で使用しようとするものは、あらかじめ、教育委員会規則で定めるところにより、施設等を団体で使用することができる団体としての教育委員会の登録(以下「団体登録」という。)を受けなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、体育館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に際して条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、施設等を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 体育館の建物若しくは設備又は施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 施設等の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、指定管理者(第15条に規定する教育委員会が指定するものをいう。以下この条から第8条まで及び第11条において同じ。)に、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める時にその利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>藤沢市秩父宮記念体育館条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月20日 条例第24号</p> <p>(利用に供する施設等)</p> <p>第2条 体育館において利用に供する施設及び附属設備は、別表第1のとおりとし、体育館の供用日及び供用時間は、藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)が規則で定める。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 前条の施設(ジョギングコース及びプレイルームを除く。第9条及び第13条を除き、以下同じ。)及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 施設等を使用しようとするもののうち施設等を団体で使用しようとするものは、あらかじめ、規則で定めるところにより、施設等を団体で使用することができる団体としての委員会の登録(以下「団体登録」という。)を受けなければならない。</p> <p>3 委員会は、体育館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に際して条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第4条 委員会は、施設等を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 体育館の建物若しくは設備又は施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 施設等の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める時にその使用料を納付しなければならない。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(1) 施設 使用の許可を受けた時 (2) 附属設備 規則で定める時</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、国又は地方公共団体その他これに類する団体が施設等を使用するとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、同項に規定する時以外の支払いの時期を指定して利用料金を支払わせることができる。</p> <p>3 第1項の利用料金の額は、施設に係るものにあつては別表第2、附属設備に係るものにあつては別表第3に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>4 第2条の施設のうちトレーニング室の利用料金の支払いは、規則で定める回数券の購入をもつて行うことができる。</p> <p>5 前項の規定により回数券をもつて利用料金を支払う場合においては、第3項の規定に基づき、指定管理者が定めたトレーニング室の個人利用料金の額の10パーセントに相当する額を下回らない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引く。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免) 第7条 指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(既払いの利用料金の不返還) 第8条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止) 第9条 使用者は、この条例による使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。</p>	<p>(1) 施設 使用の許可を受けた時 (2) 附属設備 規則で定める時</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、国又は地方公共団体その他これに類する団体が施設等を使用するとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、同項に規定する時以外の納付時期を指定して使用料を納付させることができる。</p> <p>3 第1項の使用料は、施設に係るものにあつては別表第2、附属設備に係るものにあつては別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>4 第2条の施設のうちトレーニング室の使用料の納付は、規則で定める回数券の購入をもつて行うことができる。</p> <p>5 前項の規定により回数券をもつて使用料を納付する場合においては、別表第2に規定するトレーニング室の個人使用料の額の10パーセントに相当する額を超えない範囲内において、当該個人使用料を割り引くものとする。</p> <p>(使用料の減免) 第6条 委員会は、公用若しくは公益のために施設等を使用するとき、又は特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(既納使用料の不還付等) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなつたとき。 (2) 使用する日の前日までに第11条(同条第5号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止したとき。 (3) 使用する日の前日までに使用の取りやめの届出をし、委員会の承認を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会がやむを得ない理由があると認めるとき。</p> <p>2 委員会は、第11条第5号に該当する場合において、同条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止したときは、前項の規定にかかわらず、既納の使用料を還付しなければならない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止) 第8条 使用者は、この条例による使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(特別な設備の設置等) 第10条 使用者又はジョギングコース若しくはプレイルームを使用する者(次項において「使用者等」という。)は、施設等に特別な設備若しくは装飾をし、又は体育館の既存の設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。 2 使用者等は、前項ただし書の規定により施設等に特別な設備若しくは装飾をし、又は体育館の既存の設備に変更を加えたときは、施設等の使用後直ちに原状に回復しなければならない。 (供用時間以外の時間に係る使用の許可等) 第11条 教育委員会は、施設等を使用しようとするもの又は使用者が施設等の使用に伴う準備又は後片付けのため供用時間の開始前又は終了後の時間(以下この条において「供用時間外の時間」という。)において施設等を使用することについてやむを得ない理由があると認めるときは、供用時間外の時間について施設等の使用を許可することができる。 2 第6条第3項の規定にかかわらず、供用時間外の時間に係る施設等の利用料金の額は、同項に規定する利用料金の額に1.5を乗じて得た額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>(使用の許可の取消し等) 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合(第5号による場合を除く。)において、使用者に損害が生ずることがあつても、指定管理者は、その責任を負わない。 (1) 使用者が使用の許可を受けた目的以外に施設等を使用したとき。 (2) 使用者が使用の許可に付した条件に違反したとき。 (3) 使用者が第5条各号のいずれかに該当するに至つたとき。 (4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (5) 工事その他の体育館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。 (原状回復の義務) 第13条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止された場合に準用する。この場合において、同項中「使用が終了した」とあるのは「使用の許可を取り消され、又は使用を停止された」と読み替えるものとする。 3 教育委員会は、使用者が前2項の義務を履行しないときは、当該使用者に代わつてこれを執行する。この場合において、教育委員会は、これに要した費用を使用者から徴収する。</p>	<p>(特別な設備の設置等) 第9条 使用者又はジョギングコース若しくはプレイルームを使用する者(次項において「使用者等」という。)は、施設等に特別な設備若しくは装飾をし、又は体育館の既存の設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。 2 使用者等は、前項ただし書の規定により施設等に特別な設備若しくは装飾をし、又は体育館の既存の設備に変更を加えたときは、施設等の使用後直ちに原状に回復しなければならない。 (供用時間以外の時間に係る使用の許可等) 第10条 委員会は、施設等を使用しようとするもの又は使用者が施設等の使用に伴う準備又は後片付けのため供用時間の開始前又は終了後の時間(以下この条において「供用時間外の時間」という。)において施設等を使用することについてやむを得ない理由があると認めるときは、供用時間外の時間について施設等の使用を許可することができる。 2 第5条第3項の規定にかかわらず、供用時間外の時間に係る施設等の使用料は、同項に規定する使用料の額に1.5を乗じて得た金額とする。</p> <p>(使用の許可の取消し等) 第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合(第5号による場合を除く。)において、使用者に損害が生ずることがあつても、委員会は、その責任を負わない。 (1) 使用者が使用の許可を受けた目的以外に施設等を使用したとき。 (2) 使用者が使用の許可に付した条件に違反したとき。 (3) 使用者が第4条各号のいずれかに該当するに至つたとき。 (4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (5) 工事その他の体育館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。 (原状回復の義務) 第12条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、施設等を原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止された場合に準用する。この場合において、同項中「使用が終了した」とあるのは「使用の許可を取り消され、又は使用を停止された」と読み替えるものとする。 3 委員会は、使用者が前2項の義務を履行しないときは、当該使用者に代わつてこれを執行する。この場合において、委員会は、これに要した費用を使用者から徴収する。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(損害賠償) 第14条 体育館の建物若しくは既存の設備又は施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該損害に係る賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者による管理) 第15条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務) 第16条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設等の使用の許可及びその取消しに関する業務 (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 体育館の設置目的を効果的に達成するために必要な業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する事務のうち教育委員会のみ の権限に属する事務以外の事務に関する業務</p> <p>(指定管理者の指定等) 第17条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例19号）の定めるところによる。</p> <p>(委任) 第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> <p>附 則 1 この条例は、平成9年4月27日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例の規定に基づく施設等の使用申請及び使用許可については、平成9年4月16日から行うことができる。</p> <p>附 則(平成9年条例第35号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年条例第21号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年条例第28号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年条例第38号) この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年条例第26号) 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>(損害賠償) 第13条 体育館の建物若しくは既存の設備又は施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該損害に係る賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(管理の委託) 第14条 体育館の管理に関する事務は、次に掲げる法人に委託する。 藤沢市鶴沼東8番2号 財団法人藤沢市スポーツ振興財団</p> <p>(委任) 第15条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が規則で定める。</p> <p>附 則 1 この条例は、平成9年4月27日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例の規定に基づく施設等の使用申請及び使用許可については、平成9年4月16日から行うことができる。</p> <p>附 則(平成9年条例第35号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年条例第21号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年条例第28号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年条例第38号) この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年条例第26号) 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例新旧対照表

改正案		現行																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>2 この条例の施行の際、この条例の施行の日以後の藤沢市秩父宮記念体育館の施設等の使用について改正前の藤沢市秩父宮記念体育館条例の規定により既に許可を受けているものの使用料については、改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第15条を第18条とし、第14条の次に3条を加える改正規定(第17条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>		<p>2 この条例の施行の際、この条例の施行の日以後の藤沢市秩父宮記念体育館の施設等の使用について改正前の藤沢市秩父宮記念体育館条例の規定により既に許可を受けているものの使用料については、改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>																																																																																																																																																																																																																																																	
施設	メインアリーナ サブアリーナ 武道室(多目的室) 弓道場 トレーニング室 ジョギングコース 軽体育室 ミーティングルーム 会議室A 会議室B 研修室 プレイルーム	施設	メインアリーナ サブアリーナ 武道室(多目的室) 弓道場 トレーニング室 ジョギングコース 軽体育室 ミーティングルーム 会議室A 会議室B 研修室 プレイルーム																																																																																																																																																																																																																																																
附属設備	放送設備(メインアリーナ、サブアリーナ、武道室(多目的室)及び軽体育室) 教材提示装置 電光得点表示盤 暖房設備(観覧席、メインアリーナ及びサブアリーナ) 冷房設備(メインアリーナ及びサブアリーナ) 折り畳みいす	附属設備	放送設備(メインアリーナ、サブアリーナ、武道室(多目的室)及び軽体育室) 教材提示装置 電光得点表示盤 暖房設備(観覧席、メインアリーナ及びサブアリーナ) 冷房設備(メインアリーナ及びサブアリーナ) 折り畳みいす																																																																																																																																																																																																																																																
<p>備考 附属設備名に付された括弧内の表示は、当該附属設備が設置されている施設を示し、当該施設においてのみ使用することができる。</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <p>(平成11条例28・平成13条例26・一部改正)</p>		<p>備考 附属設備名に付された括弧内の表示は、当該附属設備が設置されている施設を示し、当該施設においてのみ使用することができる。</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>(平成11条例28・平成13条例26・一部改正)</p>																																																																																																																																																																																																																																																	
施設の名称	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団体利用料金(上限額)</th> <th colspan="3">個人利用料金(上限額)</th> </tr> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>使用者区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">メインアリーナ</td> <td>4分の1使用</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>2分の1使用</td> <td></td> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4分の3使用</td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">武道室(多目的室)</td> <td>2分の1使用</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>中学生</td> <td>1回</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>軽体育室</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室A</td> <td>2分の1使用</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>2分の1使用</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	団体利用料金(上限額)			個人利用料金(上限額)			使用区分	単位	金額	使用者区分	単位	金額	メインアリーナ	4分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円	2分の1使用		中学生			4分の3使用		一般		200円	全面使用					サブアリーナ	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円				一般		200円	武道室(多目的室)	2分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円	全面使用		一般		200円	弓道場	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円				一般		200円	トレーニング室	\	\	中学生	1回	250円				一般		500円	軽体育室	\	1回	\	\	\	ミーティングルーム	\	1回	\	\	\	会議室A	2分の1使用	1回	\	\	\	全面使用					会議室B	\	1回	\	\	\	研修室	2分の1使用	1回	\	\	\	全面使用					施設の名称	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">団体使用料</th> <th colspan="3">個人使用料</th> </tr> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>使用者区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">メインアリーナ</td> <td>4分の1使用</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>2分の1使用</td> <td></td> <td>中学生</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4分の3使用</td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">武道室(多目的室)</td> <td>2分の1使用</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>中学生</td> <td>1回</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>軽体育室</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室A</td> <td>2分の1使用</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>\</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>2分の1使用</td> <td>1回</td> <td>\</td> <td>\</td> <td>\</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	団体使用料			個人使用料			使用区分	単位	金額	使用者区分	単位	金額	メインアリーナ	4分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円	2分の1使用		中学生			4分の3使用		一般		200円	全面使用					サブアリーナ	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円				一般		200円	武道室(多目的室)	2分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円	全面使用		一般		200円	弓道場	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円				一般		200円	トレーニング室	\	\	中学生	1回	250円				一般		500円	軽体育室	\	1回	\	\	\	ミーティングルーム	\	1回	\	\	\	会議室A	2分の1使用	1回	\	\	\	全面使用					会議室B	\	1回	\	\	\	研修室	2分の1使用	1回	\	\	\	全面使用				
団体利用料金(上限額)			個人利用料金(上限額)																																																																																																																																																																																																																																																
使用区分	単位	金額	使用者区分	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																														
メインアリーナ	4分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
	2分の1使用		中学生																																																																																																																																																																																																																																																
	4分の3使用		一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用																																																																																																																																																																																																																																																		
サブアリーナ	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
			一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
武道室(多目的室)	2分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用		一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
弓道場	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
			一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
トレーニング室	\	\	中学生	1回	250円																																																																																																																																																																																																																																														
			一般		500円																																																																																																																																																																																																																																														
軽体育室	\	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
ミーティングルーム	\	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
会議室A	2分の1使用	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用																																																																																																																																																																																																																																																		
会議室B	\	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
研修室	2分の1使用	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用																																																																																																																																																																																																																																																		
団体使用料			個人使用料																																																																																																																																																																																																																																																
使用区分	単位	金額	使用者区分	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																														
メインアリーナ	4分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
	2分の1使用		中学生																																																																																																																																																																																																																																																
	4分の3使用		一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用																																																																																																																																																																																																																																																		
サブアリーナ	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
			一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
武道室(多目的室)	2分の1使用	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用		一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
弓道場	\	1回	小学生又は中学生	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																														
			一般		200円																																																																																																																																																																																																																																														
トレーニング室	\	\	中学生	1回	250円																																																																																																																																																																																																																																														
			一般		500円																																																																																																																																																																																																																																														
軽体育室	\	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
ミーティングルーム	\	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
会議室A	2分の1使用	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用																																																																																																																																																																																																																																																		
会議室B	\	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
研修室	2分の1使用	1回	\	\	\																																																																																																																																																																																																																																														
	全面使用																																																																																																																																																																																																																																																		

藤沢市秩父宮記念体育館条例新旧対照表

改正案	現行																																																																																
<p>備考</p> <p>1 この表において「団体利用料金」とは、団体登録を受けた団体が施設等を使用する場合における利用料金をいう。</p> <p>2 この表において「小学生」とは、小学校に就学している者をいう。</p> <p>3 この表において「中学生」とは、中学校又は中等教育学校の前期課程に就学している者をいう。</p> <p>4 団体利用料金に係る単位の1回は、2時間とし、個人利用料金に係る単位の1回は、使用許可の際に教育委員会が指定した時間とする。</p> <p>5 施設の使用が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときの団体利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 営利を目的とし、かつ、入場料その他これに類する料金(以下この項において「入場料等」という。)を徴収する場合 30</p> <p>(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3</p> <p>(3) 営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2</p> <p>別表第3(第6条関係)</p> <p>(平成13条例26・一部改正)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>附属設備の名称</th> <th>附属設備の設置されている施設</th> <th>単位</th> <th>利用料金 (上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放送設備</td> <td>メインアリーナ</td> <td rowspan="4">1時間</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>武道室(多目的室)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>軽体育室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>教材提示装置</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>電光得点表示盤</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>1時間</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">暖房設備</td> <td>観覧席</td> <td rowspan="3">1時間</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>メインアリーナ</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷房設備</td> <td>メインアリーナ</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>折り畳みいす</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>1脚</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 折り畳みいすの利用料金は、その使用する数が200脚を超えた場合における当該200脚を超えた折り畳みいす1脚当たりの額を示す。</p>	附属設備の名称	附属設備の設置されている施設	単位	利用料金 (上限額)	放送設備	メインアリーナ	1時間	1,200円	サブアリーナ	500円	武道室(多目的室)	500円	軽体育室	500円	教材提示装置	\	1時間	550円	電光得点表示盤	\	1時間	600円	暖房設備	観覧席	1時間	1,500円	メインアリーナ	5,000円	サブアリーナ	1,600円	冷房設備	メインアリーナ	1時間	4,500円	サブアリーナ	1,000円	折り畳みいす	\	1脚	10円	<p>備考</p> <p>1 この表において「団体使用料」とは、団体登録を受けた団体が施設等を使用する場合における使用料をいう。</p> <p>2 この表において「小学生」とは、小学校に就学している者をいう。</p> <p>3 この表において「中学生」とは、中学校又は中等教育学校の前期課程に就学している者をいう。</p> <p>4 団体使用料に係る単位の1回は、2時間とし、個人使用料に係る単位の1回は、使用許可の際に委員会が指定した時間とする。</p> <p>5 施設の使用が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときの団体使用料は、この表に定める使用料に当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 営利を目的とし、かつ、入場料その他これに類する料金(以下この項において「入場料等」という。)を徴収する場合 30</p> <p>(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3</p> <p>(3) 営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2</p> <p>別表第3(第5条関係)</p> <p>(平成13条例26・一部改正)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>附属設備の名称</th> <th>附属設備の設置されている施設</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放送設備</td> <td>メインアリーナ</td> <td rowspan="4">1時間</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>武道室(多目的室)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>軽体育室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>教材提示装置</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>電光得点表示盤</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>1時間</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">暖房設備</td> <td>観覧席</td> <td rowspan="3">1時間</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>メインアリーナ</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷房設備</td> <td>メインアリーナ</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>折り畳みいす</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>1脚</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 折り畳みいすの使用料は、その使用する数が200脚を超えた場合における当該200脚を超えた折り畳みいす1脚当たりの額を示す。</p>	附属設備の名称	附属設備の設置されている施設	単位	使用料	放送設備	メインアリーナ	1時間	1,200円	サブアリーナ	500円	武道室(多目的室)	500円	軽体育室	500円	教材提示装置	\	1時間	550円	電光得点表示盤	\	1時間	600円	暖房設備	観覧席	1時間	1,500円	メインアリーナ	5,000円	サブアリーナ	1,600円	冷房設備	メインアリーナ	1時間	4,500円	サブアリーナ	1,000円	折り畳みいす	\	1脚	10円
附属設備の名称	附属設備の設置されている施設	単位	利用料金 (上限額)																																																																														
放送設備	メインアリーナ	1時間	1,200円																																																																														
	サブアリーナ		500円																																																																														
	武道室(多目的室)		500円																																																																														
	軽体育室		500円																																																																														
教材提示装置	\	1時間	550円																																																																														
電光得点表示盤	\	1時間	600円																																																																														
暖房設備	観覧席	1時間	1,500円																																																																														
	メインアリーナ		5,000円																																																																														
	サブアリーナ		1,600円																																																																														
冷房設備	メインアリーナ	1時間	4,500円																																																																														
	サブアリーナ		1,000円																																																																														
折り畳みいす	\	1脚	10円																																																																														
附属設備の名称	附属設備の設置されている施設	単位	使用料																																																																														
放送設備	メインアリーナ	1時間	1,200円																																																																														
	サブアリーナ		500円																																																																														
	武道室(多目的室)		500円																																																																														
	軽体育室		500円																																																																														
教材提示装置	\	1時間	550円																																																																														
電光得点表示盤	\	1時間	600円																																																																														
暖房設備	観覧席	1時間	1,500円																																																																														
	メインアリーナ		5,000円																																																																														
	サブアリーナ		1,600円																																																																														
冷房設備	メインアリーナ	1時間	4,500円																																																																														
	サブアリーナ		1,000円																																																																														
折り畳みいす	\	1脚	10円																																																																														